



けんめい通信

佐賀市議会報告

NO.28

2017年5月

発行/松永けんめい(社民党市議団)
住所/佐賀市富士町小川14205
TEL/(090)5477-5296
E-mail/matuken38@b.bunbun.ne.jp

2017・2月定例議会報告

17年度一般会計当初予算

941億円を可決

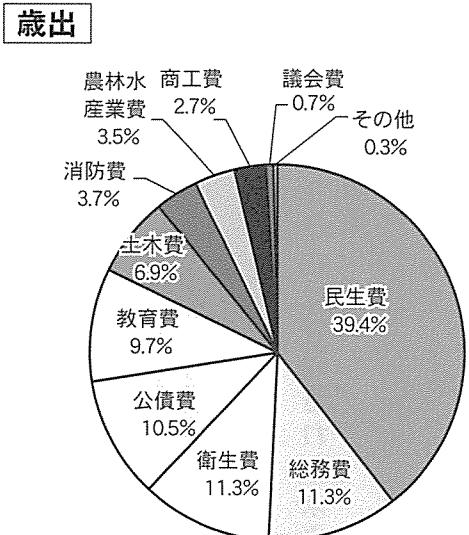
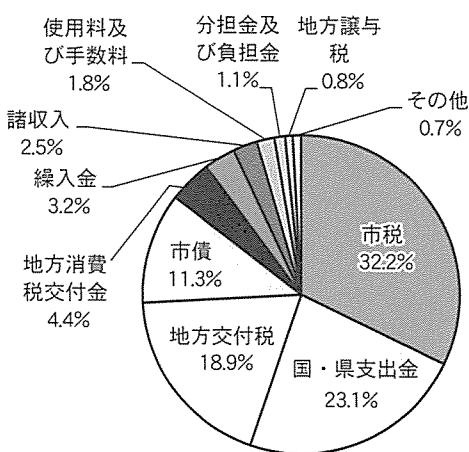
(対前年比▲7億円)(▲0.7%)で過去2番目の規模

歳入
歳出

市税は緩やかな景気回復により8億円(2.9%)増の303億円。
国・県支出金約217億円、地方交付税178億円、市債約106億円。

扶助費は、子ども・子育て支援新制度に伴う教育・保育給付費や障がい者の介護サービス給付費の伸び等で10億円増の約252億円。

投資的経費は、小中学校校舎の耐震・大規模改修事業や本庁舎の増築工事、藻類産業拠点地の整備事業等の大規模事業が集中していることから約121億円を計上している。



★は新規事業

☆庁舎増改築事業…18億9800万円

本庁舎の増築及び既設庁舎1,2階部分の改修に要する経費。

現在1階西部分と2階の改修工事中で、市民の皆様には大変ご不便をかけていますが、来年1月末完成予定です。

☆佐賀駅周辺整備構想推進経費…1650万円

佐賀駅・バスセンター周辺及び市道三溝線を対象エリアとして、来訪者のニーズに対応する機能と街中居住などを支える機能とが効果的に配置された街づくり、

県都の玄関口にふさわしい個性的で印象的なまちの顔づくり、県総合運動場周辺へのアクセスなどわかりやすく利便性の高い公共交通機能の配置等を目指し、佐賀駅周辺整備に係る基本計画を策定するもの。尚、今年度より駅周辺整備構想推進室は副市長が室長を務め、専任職員を配置して市長直轄組織に機構改革されました。

★富士小学校跡地活用推進事業…1656万円

実施設計経費を計上していますが、具体的な計画提案がない中で、スポーツ合宿に疑問が出されていました。執行部としては、管理運営者を公募⇒提案された内容を地元に説明→候補者選定→具体的な活用計画を地元説明会で了解を得る→(事業)管理運営者の決定という

歳出の主なもの(主要事業)

流れを示しました。今後、地元住民の意見を十分聞きながら進めるべきであるし、議会としても注視していくとしています。

★観光商品開発事業・1433万円

市内に点在する地域観光資源の魅力を活かした着地型の観光商品を開発し、新たな観光ビジネスを構築することにより、市内への観光客誘致を推進し、観光振興と地域経済活性化を目指すもの。

例として、佐賀平野を活かすサイクリル・ツーリズムに450万円、嘉瀬川ダム湖を活かしたボート、カヌー競技合宿の受け入れと古湯・熊の川温泉郷の宿泊施設活用に100万円、三重津、東よか干潟、筑後川昇開橋等の観光資源を活かした南部周遊バスの運行に530万円があげられています。

★トレーニングファーム整備推進事業・6097万円

富士町藤瀬地区で2年間、2組（4人）原則夫婦又は親族2人以上を公募し、62a（ハウス17棟）で研修から就農までを地元農家指導の下、ホウレンソウ栽培技術及び経営技術を習得するもの。研修終了後は富士町に定住・就農することとなっています。

★河川改修事業・2億5560万円

城東川（高木瀬工区1100m）、地蔵川（600m）、新川上流（400m）の排水機能向上を図り流域の浸水被害を軽減するため。

★道路整備事業

○植木橋木角線・大財北島線・金立 花久保線・上高木
渕線：平成35年 度まで2億1800万円
○大財藤木線・八戸天祐線・与賀町 鹿子線・神野町八 戸溝線・佐賀大 和線など：5億1775万円

★発達障がい児通園施設運営事業：

約1520万円

30年度には残りの箇所約14・4haの基盤整備をする計画。

★児童クラブ施設整備事業（1億466万円）

登録児童数が増加してきており、施設によつては入会待ち児童が生じ、また15年度から4年生以上に順次拡大していることから、受け入れに必要な専用の施設整備が急務となつてきているため、順次、専

☆洞鳴（どうめき）の滝小水力発電活用施設整備事業・1億3790万円

三瀬地区にある洞鳴の滝水車小屋跡地での小水力発電を活用し地域活性化と再生可能エネルギー活用等の環境意識の向上を図る。年間22680kWhを想定。

☆ラムサール条約に登録された東よか干潟関連事業

○ラムサール条約湿地賢明利用（ワイヤーズ）推進事業・1660万円
当地を核とした環境保全・環境学習の推進、干潟の環境保全とワイヤーズシステム計画策定、アジア湿地シンポジウム2017の開催（11月7日～11日）。

○東よか干潟拠点施設整備事業・784万円

展示・学習・交流等の拠点施設整備の基本設計、地質調査等を行う。

☆藻類産業拠点地整備事業・11億8800万円

清掃工場北側に同工場で分離回収した二酸化炭素を農産物の栽培や藻類の培養などに利活用する藻類産業拠点地の整備とそのための用地取得及び基盤

整備（約6・0ha）するもので、平成30年度には残りの箇所約14・4haの基盤整備をする計画。

★産後包摺ケア事業（657万円）

産後うつの早期発見・予防を図るとともに、子どもを産み育てやすいまちづくりのため、出産から2週間程経過した母親を対象として、産後の健康診査費の助成と助産師等による訪問相談支援を行うもので、新生児の発達確認も含む。本人負担は無料で、市外受診の場合は一旦本人が負担し後日請求により上限5,000円を市が助成する。

市内在住の発達障がいの診断を受けた未就学児及びその保護者を対象として、一日10名（1週で50名を想定）に対し訓練や3歳児未満の超早期療育、療育に関する相談支援等を行うため、施設の整備、管理責任者1名・指導員及び保育士職員3名の確保に要する経費。

利用は原則週一回で、午前午後とも2時間。療育利用料は1回1000円で別途月に500円が必要。就学前の発達障がい児に特化した療育施設を自らを開設・運営するのは県内で初めてで、職員体制をどう確保していくかが大きな課題です。

用館の整備をしていく。17年度は北川副児童クラブを木造2階建てで新築。また、余裕教室等を活用したクラブ室の確保を1カ所予定。

4年生以上に拡大できずにいる状況を、早急に解消しなければなりません。そのためにも施設整備と指導員の確保が大きな課題となっています。

★保育士等研修会開催経費・地域型保育改修費等支援経費（1,319万円）

待機児童の発生は、保育士及び保育施設の不足が大きな要因となっています。このため、潜在保育士等を対象とした研修会を開催し、人材の掘り起こし・確保を目指すとともに、賃貸物件等を活用して新設する地域型保育施設への改修費等を補助するもの（8施設）。

☆学校大規模改造事業（19億9,687万円）

勧興小、日新小、西与賀小、北川副小、本庄小、鍋島小、金立小、新栄小、若楠小、諸富南小、城北中の校舎耐震補強大規模改造を行う。（18年度は約39億1,800万円、19年度は2億8,620万円を予定）

☆市長及び市議会議員選挙費（1億9,320万円）

10月8日告示、15日投開票の選挙に要する経費。

主な条例議案

◆「佐賀市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、耕作放棄地の発生防止や担い手への農地の集積化など、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、佐賀市農業委員会の委員と新設された農地利用最適化推進委員の定数を定めるもの。

◆「佐賀市事務分掌条例の一部を改正する条例」

正する条例

「子育て支援部」を創設

市長直轄の

「駅周辺整備構想推進室」

子育てに関連する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「子育て支援部」を新設。子育て総務課、子ども家庭課、保育幼稚園課の3課で構成。

また、佐賀駅周辺整備構想を迅速かつ着実に推進するため「佐賀駅周辺整備構想推進室」を直轄組織として新設（室長は副市長）するもの。

意見書及び請願書の可決状況

社民党は今回3本の意見書案を出していましたが、うち「南スレーダンからの自衛隊の即時撤退を求める意見書（案）」については、安倍首相の5月を中途に撤退させる旨が表明されたことを受け、取り下げました。

▲「玄海原発再稼働に関する意見書」

賛成は社民2、共産、市民共同、さが未来の5名
県民説明会を決め細かく行うことや第三者委員会の運営のあり方への配慮、30km圏内の自治体の同意等をもとめる内容。

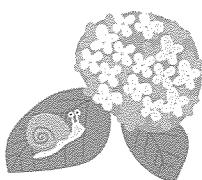
◆「『テロ答準備罪（共謀罪）』創設に反対する意見書」少数否決
賛成は社民2、共産、市民共同、さが未来の5名で自民、公明、民進系は反対しました。
○「指定給水装置工事者制度に更新制の導入を求める意見書」全会一致で可決
公明党発案

訂正とお詫び

前号27号の5面の「障がい児教

育の現状と課題」のリード文で

「佐賀県母と助成教職員の会」と印刷されていますが正しくは「佐賀県母と女性教職員の会」でした。



子どもの人権擁護に関する 相談・救済体制の整理・見直しを

けんめいの一般質問

2016年2月定例会で、子どもの人権擁護に関する相談・救済体制の件で、教育長は、「今やっていることをできるだけわかりやすく整理して救済の方法あるいは擁護のあり方を明確にして行きたい」との答弁をされた。そこで、①1年を経過する中でどのように検討・整理・見直しをしたのか。また今後どのように対応していくのか。

- ③ ② ④
- 管を超えることから市長直属の第三者機関を模索しながら、今の体制の整理見直しを引き続き行うべきと思うがどうか。
 - の3点について質問しました。

「相談室」の相談窓口をもつて機能していると判断。この機能の充実を図るために、①リーフレットの改定・工夫、少年センターの相談体制の整備について見直した。
 ○少年センターでは、不登校、ニート・引きこもり等の子ども・若者やその家族の相談や支援を行う「子ども若者支援室」(NPO法人委託)、学校・家庭等に関する相談や支援を行う「佐賀県警察少年サポートセンター」をセンター内に設置。

リーフレットの活用で、 相談窓口の徹底を図る

子どもの人権をどう擁護、救済し、守っていくかは重要な教育課題だ。見直しについては現状を確認しながら検討した結果、教育委員会の現在の3カ所（学校教育課「佐賀市教育相談テレフォン」、少年センター、子ども家庭課「家庭児童指導、家庭で保護者が子どもと話し合う

資料、保護者啓発として作成しているので、この活用を大事にし、相談窓口の徹底を図りたい。これまですべての子どもたちの家庭に配布。今年度は新小学1年生のみ配布で、平成30年度からは、小中学入学に合わせて配布計画中。

青少年センター

39歳以下の若者まで相談・支援

青少年センターに設置した相談窓口は、小中学生だけでなく39歳以下の若者まで相談、支援の対応をすることにしており、当面はこの指導体制の実績を見ながら、今後のあり方も探っていきたい。

解説
「子どもの権利条例」と「まなざし運動」は根本が違う

元々、「子どもの権利条例」の策定とそれに基づくワンストップ型の子どもの人権の擁護、救済の専門機関を市長直属で創設させるのが私の狙いでしたが、「子どもの権利条例」については「まなざし運動」があるのでと頑なに拒み続けていたが、相談窓口を集約して記載。学校での運動、救済の窓口や機関があまりにも多岐

にわたっていたので、その整理見直しを図つていべきではないかと主張していたのです。

「関係機関の相談窓口を集約し、ワントップ型で迅速、適切な対応ができるようにした」（教育長）というが、ほとんど変わらない状況で、根本的な部分である「子どもの権利条例」の制定がまだ曖昧になつたままです。「まなざし運動」は大人の対応を言つてゐるもので、「子どもの権利条例」とは違います。全国では多くの自治体で「子どもの権利条例」の制定をしていふのがあります。また、それに基づいた、子どもの人権の擁護、救済機関を作つています。佐賀市でもぜひ条例の制定とその理念をもとにした人権擁護、救済機関体制の確立を図りたいものです。

法・条例の徹底を 教職員の長時間勤務解消

**学校 違法な時間外勤務実態が蔓延
教職員の健康へ影響、教育の質の低下
をきたす恐れ**

労働者の働き方改革において、時間外勤務をどうするのか、特に繁忙期の時間外勤務の長さが問題となつてきている。しかし、公立学校の教員には労働基準法第37条が適用されておらず、時間外、休日等の勤務に対する割増賃金は支払われません。（土曜、日曜日の3時間以上の部活動指導は手当有り）教育職員の場合、原則として時間外勤務を命じないことがなっていますが、今日の教育を取り巻く諸情勢の中、長時間の時間外勤務が蔓延し、教育職員の健康はもとより、十分な教材研究や授業研究が疎かになつて、教育の質の低下をきた

す恐れがあると言わざるを得ません。

時間外勤務を命じられないとなつていても、業務との関連において、目の前にしなければならない仕事が山積し、どうしても時間外勤務を余儀なくされているという違法な実態が野放しにされているのが実態です。

過労死の自安とされている月80時間超の時間外勤務をしている佐賀市内の公立

小・中学校教職員が、昨年、小学校では2・1%、中学校では21・7%（5人に1人の割合）もいて、それが固定化されているのではないかと非常に心配するところです。

したがつて、今ある法制度を改善するか、もしくは現行法の趣旨を徹底させていくのかしかありません。

法制度は？原則、時間外勤務は命じられない

労基法32条、地方公務員法24条及びそれに基づく佐賀県条例、昭和46年4月1日施行「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法」（いわゆる給特法）及び給特条例によつて、原

代わりに教職の職務及び勤務の特殊性に応じ、給与月額の4%の教職調整手当を支給することになっています。また、時間外勤務を命ずる場合は、学校の運営が円滑に行われるよう関係教育職員の繁忙の度合い、健康状況等を勘案し、その意向を十分尊重して行うようにするとともに、時間外勤務をさせた場合は適切な配慮（回復措置）をするとなつています。

命じられていない時間外勤務が常態化

「給特法」は破綻状態

しかし実態は、正式に命じられていない時間外勤務が常態化しています。校長が「学校行事や職員会議等時間内で終えるよう指導しているので、時間外勤務を命じることはない」「教職員の多忙化で、時間外に校務に従事している職員がいることは認識している」（教育長）があくまで自主勤務として対処しているとの姿勢です。

持ち帰りの仕事を含めて、やらざるを得ないからしている実態を無視できないのではないか。教員の職務に該当する内容で、校長が明示あるいは黙示の指揮命令の下にあると認められるものでも、時間外だから、しなくてもよいということなるのか。

2008年に出された、文科省に設置された「学校組織運営の在り方を踏まえ

